

京都市メディア支援センター設置要綱

(設置)

第1条 京都の魅力や観光資源に係る情報を、メディアを通じて効果的に発信し、観光客及び国際会議等の更なる誘致を図ることを目的に、京都観光に係るメディアからの取材依頼や映画等のロケーション撮影支援への的確な対応と円滑な支援を担う総合窓口として、京都市メディア支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援センターを、産業観光局観光 MICE 推進室に置く。

2 代表は、産業観光局を担当する副市長をもって充てる。

3 次長は、観光政策監をもって充てる。

4 職員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 産業観光局観光 MICE 推進室観光戦略課長

(2) 産業観光局観光 MICE 推進室メディア戦略係長

(3) 産業観光局観光 MICE 推進室職員のうち別に定める者

5 支援センターが取り扱う業務の範囲については別途定める。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に必要な事項は次長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。